事 務 連 絡 平成19年4月4日

都道府県 各 指定都市 障害福祉関係主管課 担当者 様 中 核 市

> 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課

障害者自立支援法に基づく補助金等による事業に係る会計処理について

平素より、障害福祉行政にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先日「「社会福祉法人会計基準の制定について」の一部改正について」 (平成19年2月20日雇児発第0220001号、社援発第0220001号、障発第0220002号、老発第0220003号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知)により、自立支援給付費等の収入の処理方法を定めたところですが、他方、地域生活支援事業、社会福祉法人減免等の会計処理の取扱いについては特段の定めがないところですが、今後、以下のように取り扱うこととするので、貴管内市町村及び障害福祉サービス関係者等に周知していただくようお願い致します。

## 1. 当通知の対象となる収入

- ① 地域生活支援事業による収入
- ② 特別対策としての基金事業による収入補填に係る収入
- ③ 社会福祉法人減免による収入
- ④ その他これらに類似する性格(補助・委託・助成)を持つ収入

## 2. 具体的な勘定科目の取扱い

① 計算書類を作成する上で、社会福祉法人会計基準中の、資金収支計算書及びその内訳書、事業活動収支計算書及びその内訳書の勘定科目「(大区分)〇〇事業収入 (中区分)〇〇事業収入」を活用し、以下の通りの勘定科目を設置して処理することとする。

## 《収入の部》

大区分	中区分	科目の説明
〇〇事業収入	〇〇事業収入	



大区分	中区分	科目の説明
補助事業等収入	補助事業収入	地方公共団体等からの補助事業(地域生活支援事業
		を含む)に係る収入をいう。
	受託事業収入	地方公共団体等から委託された事業(地域生活支援
		事業を含む)に係る収入をいう。
	利用者負担金収入	補助事業等における、利用者本人(障害児において
		は、その保護者)の負担による収入をいう。
	その他の補助金等収入	その他、地方公共団体等から受け取った助成金等を
		いう。なお、利用者負担軽減分、社会福祉法人減免
		分、事業運営円滑化事業等による収入分について、そ
		れぞれ小区分を設定する。

② 会計処理を行う上で、小区分等の勘定科目を新たに設けることは差し支えない。

## 3. 勘定科目の詳細説明

「(中区分) その他の補助金等収入」においては、社会福祉法人減免に対する補助など、事業者の特定の支出を伴わない収入補填としての収入を処理することとする。具体的に現在考えられるものとしては、

- ・地方公共団体が独自で実施している利用者負担軽減、事業者減収補填
- ・社会福祉法人減免に対する補助
- ・特別対策としての基金事業のうちの、事業運営円滑化事業及び通所サービス利用促進事業

なお、特別対策としての基金事業のうち「事業者コスト対策」について は、「(中区分)補助事業収入」により処理されたい。